

令和3年6月1日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業「新たな旅のスタイル」の普及促進事業
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業「新たな旅のスタイル」の普及促進事業

2. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、訪日外国人旅行者が大きく落ち込み2020年4月には前年同月比99%まで減少したが、DBJの訪日外国人意向調査によるとコロナ終息後もアジア・欧米豪の外国人の海外旅行の意向は高く、旅行先として日本の人気も高いことがわかった。今後、ポストコロナにおいて感染予防を見据えた旅行意識が高まる中、諸外国でもテレワークという新しい働き方が急速に広がっている。それに伴ってリゾート地や地方等の普通の職場とは異なる場所で働きながら休暇を取る「ワーケーション」や出張の機会に休暇を合わせて観光する「ブレジャー」が注目されている。また、デジタルノマドというITを活用して仕事をしながら旅をするライフスタイルも増えていることから、北海道においても従来型の旅行形態ではなく、訪日外国人旅行者のファミリー層を中心に多彩な自然、食、アイヌ文化等の北海道の強みを生かし、ワーケーションと子供向けの学びを組み合わせたコンテンツやレンタカー、Wi-Fi付きキャンピングカー等を利用し、人との接触を少なくした滞在コンテンツの充実を図ることで「新たな旅のスタイル」を確立する。

3. 実施期間 契約締結日～令和4年3月10日（予定）

4. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明をすること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

表明期限：令和3年6月8日（火）17:00まで

表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-0941 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）

※会社名、部署名、氏名、電話、Email必須

*新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日（金）15時まで受け付け・回答とします。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 小室
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：saori_komuro@visithkd.or.jp

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「新たな旅のスタイル」の普及促進事業 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、訪日外国人旅行者が大きく落ち込み 2020 年 4 月には前年同月比 99%まで減少したが、DBJ の訪日外国人意向調査によるとコロナ終息後もアジア・欧米豪の外国人の海外旅行の意向は高く、旅行先として日本の人気も高いことがわかった。今後、ポストコロナにおいて感染予防を見据えた旅行意識が高まる中、諸外国でもテレワークという新しい働き方が急速に広がっている。それに伴ってリゾート地や地方等の普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇を取る「ワーケーション」や出張の機会に休暇を合わせて観光する「ブレジャー」が注目されている。また、デジタルノマドという IT を活用して仕事をしながら旅をするライフスタイルも増えていることから、北海道においても従来型の旅行形態ではなく、訪日外国人旅行者のファミリー層を中心に多彩な自然、食、アイヌ文化等の北海道の強みを生かし、ワーケーションと子供向けの学びを組み合わせたコンテンツやレンタカー、Wi-Fi 付きキャンピングカー等を利用し、人との接触を少なくした滞在コンテンツの充実を図ることで「新たな旅のスタイル」を確立する。

2. ターゲット国

台湾、香港、シンガポール、タイ

3. ターゲット属性

年代：30～50 歳代、収入：アッパーミドル以上、嗜好：親日家・自然体験派、旅行形態：個人手配・ファミリー・リピーター・長期滞在

4. 事業対象地域：石狩・上川・後志・渡島・オホーツク・釧路地域

(主に旭川市、千歳市、富良野市、倶知安町、ニセコ町、函館市、網走市、釧路市、北見市)

5. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

6. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体法人等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
 - ⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規

定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

8. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日(予定)

(2) 業務スケジュール

6月1日(火) 企画提案募集の公示・企画提案指示書の配布開始

6月8日(火) 17:00 企画提案参加表明締切

6月22日(火) 15:00 企画提案書の提出期限

6月下旬～7月上旬 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結、業務開始

令和4年3月10日(木) 予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

*新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日(金)15時まで受け付け・回答とします。

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月8日(火) 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部(担当：小室)

TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと(※様式は任意、メール本文で可)。

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

10. 委託業務内容

・日本へのプレジャー(仕事の機会を活用して旅行を楽しむ)やテレワークを実践する海外企業、ITを活用して仕事をしながら旅行するデジタルノマドと呼ばれる人々、訪日ワーケーション商品の販売が見込める現地OTA等へヒアリングを実施し、滞在コンテンツ造成に向けた提言をもらう。

➤ ヒアリング先：対象国でテレワークを実践する海外企業

対象国のデジタルノマド等の一般消費者

訪日ワーケーション商品の販売が見込める現地OTA等

・ワーケーション等の受入を検討している地域関係者に向けたセミナーやワークショップを開催して現状課題を把握するとともに、専門的な知見を持つコーディネーターを養成するなどの受入環境を整備する。

・上記2つの結果をもとに滞在コンテンツや旅行商品を造成する。

・現地OTAや旅行会社を交えたWEB会議を実施し造成した滞在コンテンツや旅行商品の磨き上げを行う。

・現地OTA・旅行会社を招請し視察及び商談会を実施して更なる磨き上げ後、市場へ商品を流通させる。

(1) 滞在コンテンツ造成事業

- ① メインターゲット国のテレワーク実践企業、OTA・旅行会社、EF事業者に対して新たな旅行ニーズや訪日ワーケーション等のヒアリングを実施
- ② ワークショップ開催
 - ・道内地域関係者（自治体、DMO等）、関連の観光事業者向けにワークショップを開催し、滞在コンテンツの検討を行う
- ③ 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発
 - ・①と②の結果を踏まえて、Work as Lifeスタイル等の多様な目的を持ったユーザー向けの滞在コンテンツを造成
- ④ 造成した滞在コンテンツの磨き上げのためのWEB検討会議（OTA・旅行会社から改善事項等の提言をもらう）
- ⑤ 旅行商品の企画開発
 - ・滞在コンテンツに宿泊や二次交通を組み合わせた旅行商品の企画開発

対応言語：英語、中国語（繁体字）、タイ語

コンテンツの販売主体者：メインターゲット国のOTA及び訪日外国人向けの国内OTA、WEBサイト、海外のEF事業者、SNS等のオンライン等

(2) 受入環境整備事業

新型コロナウイルスの感染リスクを避けた二次交通やワーケーション等の交通手段として、レンタカーやキャンピングカーを活用した実証実験を行い、課題や改善事項の抽出を行い、多様な旅行ニーズの受入に向けた体制を整備する。また、受入体制を整備するために、地域の関係者間の意見交換や課題改善、情報の共有化を目的としたセミナー開催による事業者のスキルアップを図るとともに、訪日ワーケーション等についての専門的な知見やノウハウを持った地域の推進担当者を養成する人材育成も行う。

① 二次交通実証実験

- ・レンタカーやキャンピングカーを活用した二次交通の実証実験では、カーナビゲーションでのWi-Fi完備施設や、ワークプレイス等の案内表示状況の検証、キャンピングカーを活用した複数拠点滞在やキャンプサイトを含めたルート検証等を行う

② 地域事業者のスキルアップのためのセミナー実施

- ・ワーケーション等の受入を検討している地域関係者向けのワークショップの開催
- ・多様な旅行ニーズに対応するための受入整備について、外国人有識者を講師とした基調講演やセミナーを開催

③ 体験型プログラム等のガイド育成

- ・訪日ワーケーション等についての専門的な知見を持った地域の推進担当者を養成する人材育成

(3) 旅行商品流通環境整備事業

- ・本事業で造成したコンテンツを掲載する
- ・本事業での主旨に沿った商品造成及び販売に意欲的なOTA、旅行会社を選定する
- ・R4年度以降も継続的な掲載が見込まれるものとする

① OTA (Online Travel Agent) 掲載

対象国：台湾、香港、シンガポール、タイ

② 旅行会社の招請・商談

対象国：台湾、香港、シンガポール、タイ

③ 現地エージェンシー等の活用

対象国：台湾、香港、タイ

- ・EF事業者の顧客に対して、ファミリー層向けに親のワーケーションと子供の留学を組み合わせたプログ

ラムやカリキュラムを提供し、誘客促進を図る。

(4) 新たな旅のスタイルへの適応内容

① 遵守するガイドライン

(一例)

- ・マスク着用
- ・アルコール消毒の実施
- ・実施数日前からの検温
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・定期的な換気の励行
- ・一般社団法人日本旅行業協会の「新型コロナウイルス対応ガイドライン」
- ・体験教室向け新型コロナウイルス対策ガイドライン

② 本事業に係る独自の感染症対策

(一例)

新北海道スタイルの「新しい生活様式」に準じ、ワーケーション滞在先での食事のデリバリーや抗菌コーティングされた用品の貸出、「北海道コロナ通知システム」の活用等。

- ・滞在先での食事のデリバリー、テイクアウトが可能な施設の情報の整理と発信
- ・外国人旅行者向けに抗菌コーティングされたキャンプ用品等のレンタル品の提供
- ・道内の施設利用の際、QRコードからEメールアドレスを登録することで、同施設から陽性者が発生した場合は、Eメールで通知可能

(5) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・滞在コンテンツ造成件数：道内6地域で計20件（2022年3月時点）

アウトカム

- ・滞在コンテンツ利用者数：192名（2022年3月時点）
- ・予約販売期間：2021年11月～2022年2月
- ・滞在コンテンツのサイト閲覧数：6,000PV（2022年3月時点）

② 受入環境整備事業

アウトプット

- ・二次交通実証事業：6回（道内6地域）（2022年3月時点）
- ・二次交通実証での改善件数 1地域5件以上×6地域＝30件以上（2022年3月時点）
- ・ワークショップ・セミナーの開催：開催数24回（道内6地域×WS3回・セミナー1回）、参加者数400名（2022年3月時点）
- ・訪日ワーケーション等の人材育成：研修会12回（道内6地域各2回）（2022年3月時点）

アウトカム

- ・改善後におけるコワーキング施設やキャンプ場等の利用者数：5%増(改善前対比)（2022年3月時点）
- ・ターゲット市場からの訪日レンタカー利用日数：5%増（2022年3月時点）
- ・ターゲット市場からの訪日キャンピングカー利用台数：10%増（2022年3月時点）
- ・訪日ワーケーション等の地域の推進担当者：6人（2022年3月時点）

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット

- ・R3年に造成した旅行商品の掲載数：各1件×10社＝10件（2022年3月時点）
- ・招請旅行会社等の数：各1人×10社＝10人（2022年3月時点）

- ・ 旅行商品造成数：各 1 件×10 件＝10 件（2022 年 3 月時点）

アウトカム

- ・ R3 年に造成した旅行商品の予約販売数：件数 16 件、人数 64 名（2022 年 3 月時点）
- ・ 予約販売期間：2021 年 11 月～2022 年 2 月
- ・ 旅行商品のサイト閲覧数：2,000PV（2022 年 3 月時点）

➤ アウトカム達成に向けての考え方を企画提案書に明記すること。

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

11. 予算上限額

48,300 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

12. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費 等

②日本円での記載を原則とすること。

13. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

14. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8 部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 7 部）

※ 提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部 (担当：小室)
TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和3年6月22日(火) 15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。(但し、データのみ提出は認めない。(1)に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。)

15. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

*なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

16. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

17. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁の令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、本指示書及び観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。なお、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

18. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上